

令和8年度退職予定者に対する福利厚生制度等の説明会

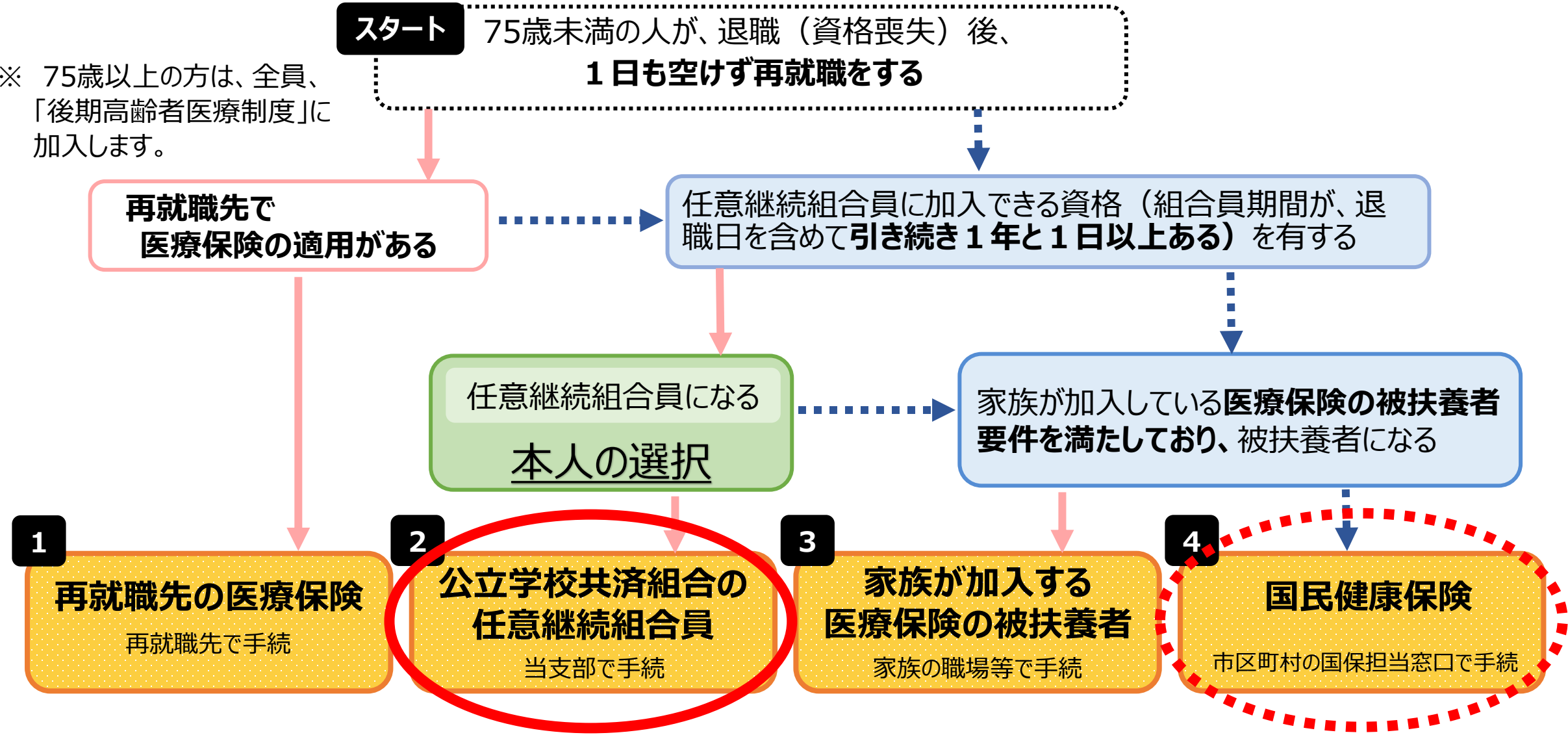
任意継続組合員制度について

公立学校共済組合広島支部 経理貸付係

公的医療保険制度の選択

はい → いいえ →

※ 75歳以上の方は、全員、「後期高齢者医療制度」に加入します。



再就職せず（又は再就職先の医療保険に加入できない場合）、かつ、家族が加入する医療保険の被扶養者になれない場合は、
2 公立学校共済組合員の任意継続組合員になる、**4** 国民健康保険に加入する、のどちらかを選択することとなります。

任意継続組合員制度について

- 1 任意継続組合員と国民健康保険との比較
- 2 任意継続組合員の医療機関受診方法
- 3 任意継続組合員に加入する場合の流れ
- 4 任意継続組合員の加入手続
- 5 任意継続組合員に1日も加入しないとき

1 任意継続組合員と国民健康保険との比較①（要件等について）

	任意継続組合員（共済組合）	国民健康保険
①加入条件	・退職日の前日までに引き続いて1年以上（退職日を含めて1年と1日以上）組合員期間があること。 ・期日までに任意継続掛金を払い込むこと。	市区町村に居住していること。
②加入期間	<u>最長2年間</u> ・退職後、日を空けての加入不可 ・脱退可。ただし、再び組合員期間の要件を満たさない限り、再加入不可（通算2年ではない）	制限なし
③申込先等	公立学校共済組合広島支部 「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」を <u>退職の日から起算して（退職日を1日目として）20日以内</u> に提出すること。 令和9年3月31日退職の場合、 <u>令和9年4月19日(月)までに、共済組合必着。</u> ※ 最終締切を過ぎて共済組合に到着した場合、任意継続組合員になることはできません。	居住市区町村（国民健康保険担当部署）
④被扶養者	被扶養者制度あり 被扶養者は掛金不要 ※毎年夏頃、15歳以上の被扶養者について、認定要件を満たしているかの確認（検認）を行います。	被扶養者制度なし

1 任意継続組合員と国民健康保険との比較②（掛金について）

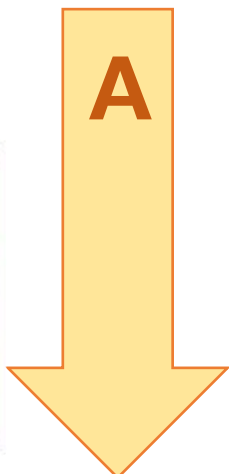
	任意継続組合員（共済組合）	国民健康保険																			
⑤掛金等の決定方法	●掛金は、 <u>退職時の標準報酬月額</u> を基礎として決定する。 ⇒ <u>退職後2年目は、前年所得が下がっても、掛金額はほぼ同じ。</u> （上限額や掛金率変更による増減あり）	●保険料等は、 <u>主に前年所得、世帯人数</u> を基礎として決定する。 （市区町村により金額が異なる。） ⇒ <u>前年所得が下がると、保険料が変わる。</u>																			
⑥被扶養者の掛金	被扶養者は掛金等不要	被扶養者制度がないため、世帯単位で各々が加入し、保険料が発生																			
⑦掛金等の払込方法	●口座振替（年1回、年2回、毎月）【広島銀行のみ】 ●払込通知書(現金振込)払（毎月）【手数料組合員負担】	市区町村が指定する方法による																			
⑧掛金等の目安	【令和8年度の試算例】（令和9年度分は、上限額や掛金・保険料率変更の可能性あり） 退職時標準報酬月額50万円、退職前年収700万円、50代、広島市在住の場合 ●令和8年度 掛金年額 （標準報酬月額41万円（上限額）で算定）<table><tr><td rowspan="2">年1回 口座振替</td><td>R8.3.31に口座振替</td><td>535,920 円</td><td>割引最大</td></tr><tr><td>R8.4.1以降に口座振替</td><td>537,674 円</td><td>割引あり</td></tr><tr><td rowspan="2">年2回 口座振替</td><td>初回をR8.3.31に口座振替</td><td>541,176 円</td><td>割引あり</td></tr><tr><td>初回をR8.4.1以降に口座振替</td><td>542,061 円</td><td>割引あり</td></tr><tr><td colspan="2">毎月払込（口座振替又は現金振込）</td><td>547,392円</td><td>割引なし</td></tr></table> ※退職前の短期・介護・子ども子育て支援掛金より高くなる。 （現職時は雇用主と折半負担。任意継続組合員は全額負担）		年1回 口座振替	R8.3.31に口座振替	535,920 円	割引最大	R8.4.1以降に口座振替	537,674 円	割引あり	年2回 口座振替	初回をR8.3.31に口座振替	541,176 円	割引あり	初回をR8.4.1以降に口座振替	542,061 円	割引あり	毎月払込（口座振替又は現金振込）		547,392円	割引なし	●令和8年度 保険料年額 （目安：広島市ホームページより） 1人世帯 年額751,714円 2人世帯 年額804,855円 ※倒産・解雇などによる離職者、未就学児、出産被保険者などの保険料軽減制度あり。 （個人の事情により、保険料額が変わる可能性あり）
年1回 口座振替	R8.3.31に口座振替	535,920 円		割引最大																	
	R8.4.1以降に口座振替	537,674 円	割引あり																		
年2回 口座振替	初回をR8.3.31に口座振替	541,176 円	割引あり																		
	初回をR8.4.1以降に口座振替	542,061 円	割引あり																		
毎月払込（口座振替又は現金振込）		547,392円	割引なし																		
⑨掛金等の確認先	公立学校共済組合広島支部ホームページ（掛金額の早見表を掲載）	居住市区町村（国民健康保険担当部署）																			

1 任意継続組合員と国民健康保険との比較③（給付について）

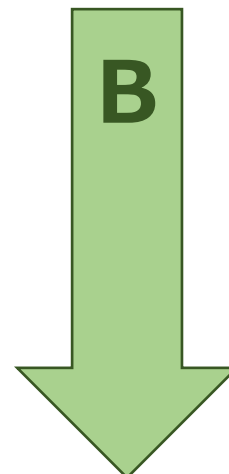
	任意継続組合員（共済組合）	国民健康保険
⑩自己負担	3割（6歳（義務教育就学前）までは2割、70歳～74歳は2割又は3割）	3割（6歳（義務教育就学前）までは2割、70歳～74歳は2割又は3割）
⑪給付内容	本人及び被扶養者への、 ・医療給付、出産費、埋葬料等 ・災害給付、附加給付等（共済組合独自の給付制度） （例）一部負担金払戻金 1ヶ月に1つの医療機関（入院と外来は別の医療機関とする）で支払った額（保険適用分）が2万5千円（注）を超えたときに、その超えた金額（100円未満切捨）が給付される制度。入院等で医療費が高額になる場合は、国民健康保険よりも医療費の還付額が高くなることが多い。 （注）令和8年度の額。今後見直しの可能性あり。	加入者への、 ・医療給付、出産育児一時金、埋葬料等
⑫健診	特定健康診査（メタボ健診） （40～74歳任意継続組合員・被扶養者） ※詳細は、「よくある質問」（Q36、37）を参照してください。 当支部が実施する人間ドックは受診できません	特定健康診査（メタボ健診） （40～74歳加入者） その他の健診は市町によって異なります。

2 任意継続組合員の医療機関受診方法

令和9年3月31日退職の組合員が令和9年4月1日から任意継続組合員となった場合、令和9年4月1日付けで、現職時の組合員等番号から、任意継続組合員の組合員等番号へと、組合員等番号が変更となります。



医療機関を受診する際は、**マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）**を提示してください。（⇒P7へ）



公立学校共済組合 資格確認書			
本人（被保険者）			
令和●年12月10日 交付			
記号	公立広島	番号	123456 (検査)00
氏名	かんた 知久 健保 太郎		
性別	男		
生年月日	昭和●年12月12日		
資格取得年月日	令和●年12月5日		
sample			
一部負担金の割合	令和●年12月5日		
発効年月日	令和○年12月8日		
有効期限			
保険者番号	34340018		
保険者名称	公立学校共済組合広島支部		



マイナ保険証を所持していない等、P8のいずれかの事由に該当する場合は、医療機関を受診する際に、当支部が交付する「資格確認書」を提示してください。（⇒P8へ）

※マイナ保険証に任意継続組合員の資格が反映する時期や、資格確認書の送付時期は、申出書を当支部が受け付けた日により決定します。スケジュールについては、「3 任意継続組合員に加入する場合の流れ」等により確認してください。



医療機関の受診方法① マイナ保険証による受診

- 1 マイナ保険証を所持している場合は、マイナ保険証を利用して医療機関を受診できます。
- 2 既にマイナ保険証の利用登録が完了している場合、退職に伴って、再度マイナ保険証の利用登録手続は不要です。
- 3 任継資格への切り替えは自動で行われますが、**切替時期は申出書の受付時期により決定します。**
スケジュールによっては、4月1日以降、退職（資格喪失）のデータが反映されたり、現職時の資格が反映されたままの場合がありますので、申出書の提出日に留意してください。（詳しくはP11を参照）
- 4 マイナ保険証に反映されている資格は、マイナポータルで確認することができます。

※ マイナ保険証による資格確認ができず、医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は、7割部分等を「療養費」として共済組合に請求してください（福利厚生事務の手引§9）。



B

医療機関の受診方法②

資格確認書による受診（特定の事項に該当する場合）

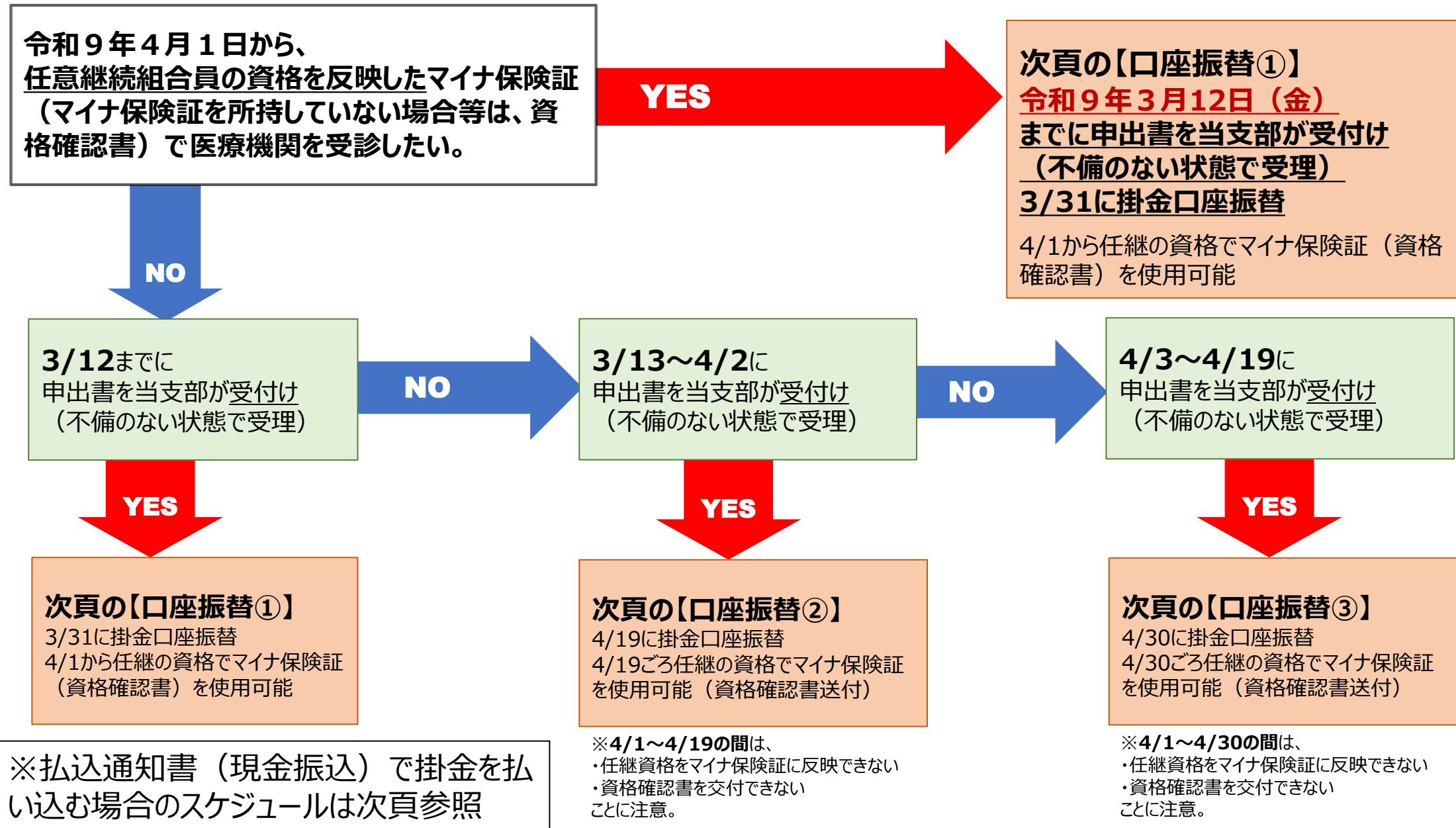
1 マイナ保険証を所持していない等、次の事項に該当する場合は、医療機関を受診する際に、組合員番号等が記載された「資格確認書」を提示する必要があります。「資格確認書」が必要な場合は、「任意継続組合員申出書」内の要否欄に○を記入してください。

- ・ マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
- ・ マイナ保険証の利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者 ・ マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
- ・ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある者

2 **資格確認書の送付時期は、申出書の受付時期により決定します。**スケジュールによっては、資格確認書が手元にない期間が生じますので、申出書の提出日に留意してください。（詳しくはP11を参照）

※ 医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は、7割部分等を「療養費」として共済組合に請求してください（福利厚生事務の手引§9）。

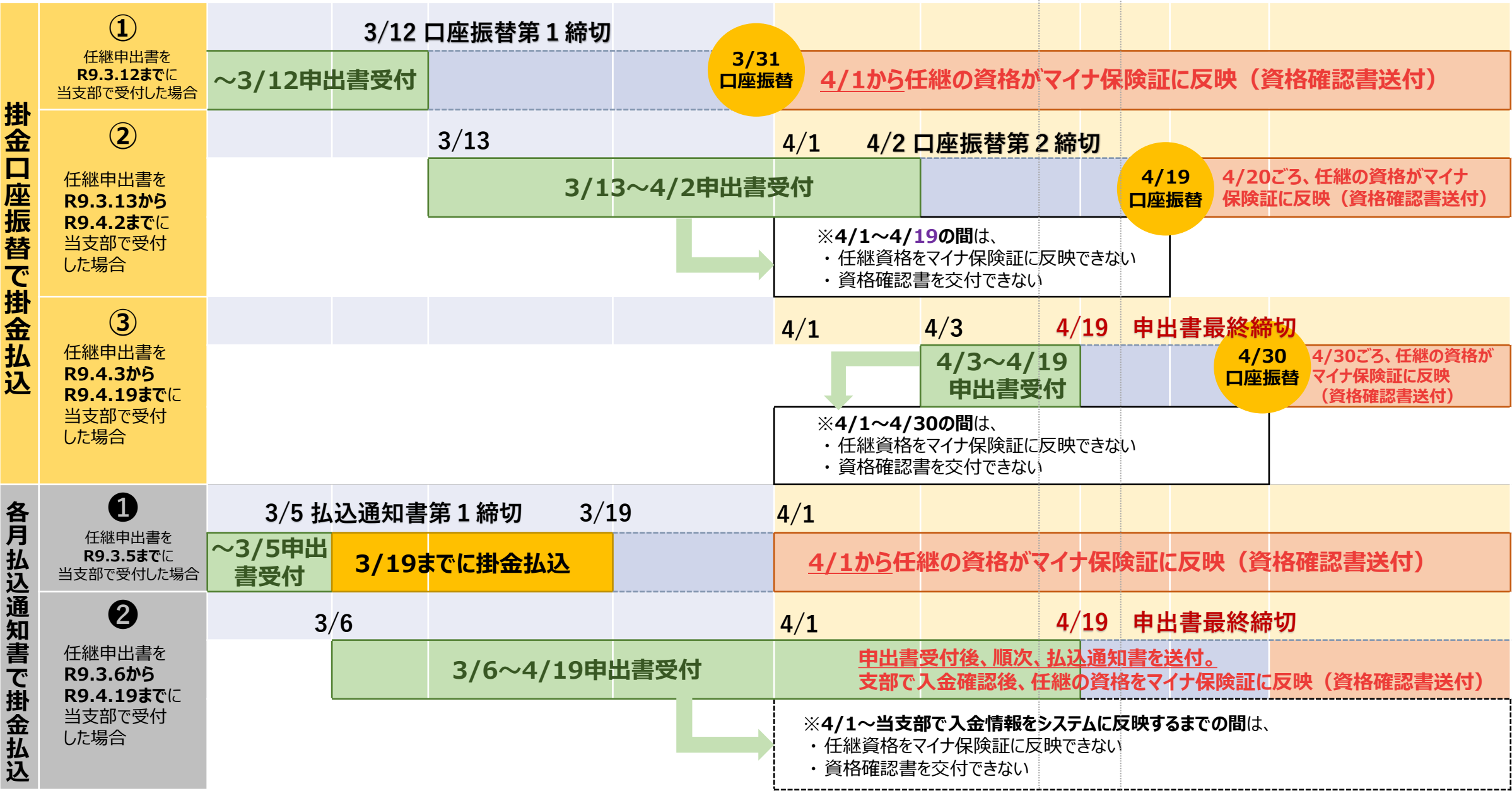
3 任意継続組合員に加入する場合の流れ（掛金を口座振替する場合）



●任意継続組合員加入に係る全体スケジュール

3/31退職⇒4/1任意継続組合員

4/19 申出書最終締切



4 任意継続組合員の加入手続①

任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書

公立学校共済組合広島支部長 様

組合員氏名 申出日 令和 年 月 日 任意継続組合員等章 ☒

1 任意継続組合員となることの申出について

私は、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員期間があるため、地方公務員等共済組合法第144条の2第3項の規定により、任意継続組合員となることを希望します。

姓 氏 名 性別 男・女 ☐ 昭和 年 月 日 (歳)

市 町 村 区 ()

退職日 令和 年 月 日 ☐ 退職日時点で被扶養者がいる ⇒ 「2被扶養者について」を記入
☐ 退職日時点で被扶養者がいない

被扶養者について

●退職後、任意継続を希望する場合は、セイイテ保険料を納入してください。
 ●セイイテ保険料を納付していない等、右記のいずれかの事由に該当し、**任意継続が可能な場合は、必ず下欄に○を記入してください。**
 ●セイイテ保険料に任意継続組合員の資格が反映する時期や、資格確認書の交付時期は、この申出書を共済組合が受理した日より決定します。

○ 右記の事由に該当するため、資格確認書の発行が必要です。

希望する預金払込方法に○を記入してください。①～④の口座振替を希望した場合は、預金振替口座・銀行口座（広島銀行の本人名義の口座に限る。）を記入し、右欄に金融機関印を押印してください。
 ※ ①～④の方法については、年金前払引が適用されます。割引額は、【任意継続年金見込み】を参照してください。

○ ①口座振替（年1回） 広島銀行 0 1 6 9 締結事項 1 金融機関名 金融機関 2 店名 3 口座番号 4 書印 5 金融機関 6 印

○ ②口座振替（年2回）

○ ③口座振替（毎月）

○ ④毎月払込通知書（やむを得ない場合のみ）※振込手数料は組合員負担となります。

2 被扶養者について（退職時に認定されている被扶養者をすべて記入する必要があります。）

私は、退職時に被扶養者認定していた次の者について、退職日の翌日以降の認定を次のとおり希望します。

被扶養者氏名	続柄	退職日の翌日以後も、被扶養者認定の継続を希望するか否か（希望する場合、資格確認書の発行を要する）	希望する	希望しない
1		☐ 継続認定を希望する（資格確認書の発行 要・不要）	☐ 継続しない	
2		☐ 継続認定を希望する（資格確認書の発行 要・不要）	☐ 継続しない	
3		☐ 継続認定を希望する（資格確認書の発行 要・不要）	☐ 継続しない	
4		☐ 継続認定を希望する（資格確認書の発行 要・不要）	☐ 継続しない	
5		☐ 継続認定を希望する（資格確認書の発行 要・不要）	☐ 継続しない	

※ 欄に記入のない被扶養者については、継続認定の上、資格確認書を交付しない取り扱いとなりますので、記入欄のないよう、すべての被扶養者について記入してください。

※ 希望により継続認定された場合は、資格確認書の交付を待たない場合は、要件を満たさなかった日より遡って取消の手続きが必要となります。

※ 前扶養者認定継続しない場合、退職日の翌日より、被扶養者認定を廃止し、資格確認書の発行が不要となります。退職後に共済組合に提出する「組合員資格喪失報告書」により、必要であることを申し出てください。

3 退職時の所属所記入欄

上記の記載事項は、書面と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日 所属所長氏名 電話番号

任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書

指定金融機関（広島銀行）御中

私は、公立学校共済組合広島支部に支払うべき任意継続組合員の掛金を、私名義の下記預金口座から口座振替によって支払うこととしたいので、「預金口座振替規定」を確認の上依頼します。

(広島銀行に書面を提出する日付とする)

ご依頼人 (預金者名) 申出日 令和 年 月 日

1枚目に記入したものと同時に預金振替口座を下記に記入し、金融機関印を押印する。
 訂正を行う場合は、訂正箇所を二重線で括弧して金融機関印を押印し、余白に訂正事項を記入する。

市 町 村 区 金融機関 広島銀行 0 1 6 9 支店 口座番号

振替日 原則22日（4月のみ18日）（金融機関休業日の場合は休業日）
 ただし初回口座振替日は、申出書の提出時期によって3月31日または4月18日のいずれの日とする。

振替金額 公立学校共済組合広島支部が指定する金額

【広島銀行振替事項】

- 1枚目と2枚目がセットで提出されていることを確認。
- 1枚目の「振金の払込方法」欄で、口座振替（1～3）が選択されていることを確認。
- 1枚目と2枚目の氏名（フリガナ）、金融機関（コード）、店名（コード）、口座番号が一致していることを確認。
- 2枚目について、預金取引があるか、記載事項等相違がないか、印鑑相違がないかを確認。
- 1～4に不備がなければ、1枚目の「金融機関振替印」に捺印を押印し、1枚目のみ半出人に返却。2枚目は貴機関で受領し、口座振替手続を完了。
- 不備がある場合は、本人にその旨を説明し、1枚目に捺印を押印せず、1枚目と2枚目を本人に返却。

一 預金口座振替規定 一

- 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当振替規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または中身の提出は不要です。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻することのできる金額（当振替規定を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差しつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期滞りにより振替が滞る場合があります。振替が滞る場合は、振替が滞る旨を私に連絡をお願いします。

以上

(R6.12) 第15-001号

●「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」を記入し、退職時の所属所の証明を受けて、期限までに当支部に提出してください。

●様式は2枚構成です。掛金の払込方法で口座振替を選択した場合は、2枚とも記入して広島銀行の窓口に持参してください。広島銀行から返された1枚目は当支部に提出します。掛金の払込方法が現金振込の場合は、1枚目のみ当支部に提出します。

説明会で配付した様式を紛失した場合は、必ずHPで、最新の様式をダウンロードして使用してください。

4 任意継続組合員の加入手続②

任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書

公立学校共済組合広島支部長 様

任意継続組合員用 (2枚申1枚目)

組合員氏名

性別 男・女

年齢 令和 年 月 日 (歳)

退職時の組合員番号

1 任意継続組合員となることの申出について

私は、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員期間があるため、地方公務員共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望します。

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員期間があるため、地方公務員共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望します。

2 被扶養者について(退職時に認定されている被扶養者をすべて記入する必要があります。)

私は、退職時に被扶養者認定していた次の者について、退職日の翌日以降の認定を次のとおり希望します。

被扶養者氏名	続柄	退職日の翌日以降、被扶養者認定の継続を希望する方が、希望する場合は、資格確認書の発行を希望する	希望しない
1		☐ 継続認定を希望する(資格確認書の発行 要・不要)	☐ 継続しない
2		☐ 継続認定を希望する(資格確認書の発行 要・不要)	☐ 継続しない
3		☐ 継続認定を希望する(資格確認書の発行 要・不要)	☐ 継続しない
4		☐ 継続認定を希望する(資格確認書の発行 要・不要)	☐ 継続しない
5		☐ 継続認定を希望する(資格確認書の発行 要・不要)	☐ 継続しない

3 退職時の所属所証明欄

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日 (退職日以降の日付とする)

所属所名

所属所コード

所属所代表者氏名

電話番号

所属所受付印押印欄

保険証は交付されませんので、**マイナ保険証を所持していない場合は、必ず【資格確認書の要否欄】を記入してください。**

掛金の払込方法について、必ず記入してください。
当支部ホームページの様式ダウンロード集にある記入例や、加入手続①(P11)を参考にしてください。

被扶養者全員の、継続認定の有無を必ず記入してください。

- ・就職や収入超過等により被扶養者の要件を満たさない場合…「継続しない」に○(年金請求による収入超過に注意！)
- ・「継続認定を希望する」に○…継続認定しますが、検認等により、被扶養者の要件を満たさないことが判明した場合は、要件を満たさなくなった時点に遡って、被扶養者認定の取消手続が必要
- ・記入がない場合…継続認定扱い(資格確認書交付不要)とし、夏頃の検認時に要件を確認します。

【退職時の所属所証明欄】は、必ず退職時の所属所で記入・押印してもらってください。

5 任意継続組合員に1日も加入しない（申出を取り下げる）とき

	任意継続組合員の申出を取り下げる
内容	退職日の翌日（4月1日）から任意継続組合員に加入するつもりで「任意継続組合員申出書」を提出した者が、下記のいずれかの事由により、任意継続組合員に 加入しない（1日も任意継続組合員にならない）こと とするための申出
事由	1 退職日の翌日から再就職（再就職先の医療保険に加入）することが確定したとき。 2 退職日の翌日から国民健康保険に加入するとき。 3 退職日の翌日から家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき。
留意事項	・取り下げ事由が1の場合、再就職がすることが確定したら速やかに、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」を提出してください。 ・取り下げ理由が2又は3の場合、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」は、 令和9年4月19日（月）共済組合必着 です。 ※ 期限を過ぎて到着した場合、任継の資格を取得していることになり、掛金が発生します。
様式	「任意継続組合員 取下書 兼掛金還付請求書」 (様式ダウンロード集§15-004)

※ 納付済の掛金がある場合、取消しの手続が完了したあとに、指定の口座に払い戻します。

※ 様式その他、添付書類が必要な場合があります。必要な書類については、様式を確認してください。

※ 1日以上任意継続組合員に加入した後に、資格を喪失する手続については、「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」（と添付書類）を速やかに提出してください。※詳細版のP13とP14参照

★ 任意継続組合員の手続に係る 大事な日付3つ【令和9年3月末退職者】

1 任意継続組合員申出書の最終受付期限は？

⇒ 令和9年4月19日（月）（資料3ページ）

2 4月1日からマイナ保険証や資格確認書を使いたい場合、
任意継続組合員申出書の受付期限は？

⇒ 令和9年3月12日（金）（資料9ページ）

3 一旦任意継続組合員に申し込んだが、取り下げて、1日も
任意継続組合員にならない場合の書類受付期限は？

⇒ 令和9年4月19日（月）（資料13ページ）

【任意継続組合員の申出をされる皆様にお願い】

1 （口座振替を選択した方）

引き落とし前に、掛金額を通知します。

口座の残高が不足しないよう、準備をお願いします。

※掛金が引き落とせない場合、任継取下となります。

2 申出書の内容に不備がある場合は受付できません。

記入例を見ながら、漏れなく記入してください。

不備があった場合は連絡します。

早めのご対応をお願いします。

【任意継続組合員申出書の提出先】

公立学校共済組合広島支部 経理貸付係あて
(〒730-8514 広島県広島市中区基町9-42)

※ お間違いのないよう、提出をお願いします。